

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第208号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年7月4日 22時55分ごろ	
発生場所	山口県柳井市柳井港 柳井港新東防波堤西灯台から真方位305°600m付近（概位 北緯33°57.8′ 東経132°08.0′）	
事故等調査の経過	平成21年7月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	旅客船 しらきさん、441トン	
船舶番号、船舶所有者等	136185、周防大島松山フェリー株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士（航海） 機関長 四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷主機付油圧多板式クラッチ（後進側）のスチールプレートとライニングプレートの変形及び異常摩耗	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、乗客22人車両4台を載せ、柳井港に入航中、平成21年7月4日22時55分ごろ、右舷主機付クラッチの潤滑油温度上昇警報装置が作動したが、航行を続けて着棧した。翌5日運休して同クラッチを点検したところ、損傷していたので修理した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、平成21年3月下旬、柳井港着棧作業中、右舷プロペラに浮き棧橋のアンカーチェーンを巻き込んだ際、右舷後進クラッチに過大なトルクが加わり、スチールプレートとライニングプレートが変形した可能性があると考えられる。 船長は、浮き棧橋のアンカーチェーンの存在を知っていたが、行きあしの制御が適切でなく、アンカーチェーンに著しく接近した可能性があると考えられる。 船長は、その後、船体振動等の異常がなかったため、運航を続けていたものと考えられる。 後進クラッチは、その後、両プレートの変形と摩耗が進展し、潤滑油温度が上昇した可能性があると考えられる。 機関長は、平成21年5月ごろから右舷クラッチの潤滑油温度が次第に上昇することを知っていたが、運転に支障がなかったため、運転継続可能と判

	断していたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が柳井港において着棧作業中、右舷プロペラに浮き棧橋のアンカーチェーンを巻き込んだため、右舷クラッチに過大なトルクが加わって、スチールプレートとライニングプレートが異常摩耗したことにより発生した可能性があると考えられる。